

CAMPUS HEALTH



第 41 号
平成21年3月26日発行
京 都 教 育 大 学
保 健 管 理 セ ン タ ー

風邪と扁桃腺と私

教育学科 小松貴弘

子どもの頃から私はとにかくよく風邪をひいた。それはいまでもあまり変わらない。風邪をひくたびに親から叱られていた気がする。しかし、叱られたところで、風邪をひくことをやめることはできなかった。だから、途中から、諦めてしまったように思う。晴れの日が続けば、やがて天気が崩れて雨が降るように、風邪をひくことも避けることができないのだと。けれど、親は諦めてくれなかった。雨が降ったからといって私が叱られることはなかったが、風邪をひけばやはり叱られた。親は、私が風邪をひく理由をいくつも並べた。それは主に生活習慣に関する事で、大人になって振り返ると、確かにまずかったかなと思えることはあるのだけれど、子どもの頃の私には、言われても自分の力ではどうすることもできないように思えることばかりだった。正直に言えば、今でも、どうすれば風邪をひかずにいられるのか、さっぱりわからない。そんなわけで、「健康」という言葉は、私にとって何か恨めしい響きを持っている。

子どもの頃から、風邪をひくときまって熱を出した。必ず扁桃腺が腫れた。熱は簡単に38度を超え、なかなか下がらない。高校生の時には、一度、扁桃腺の化膿がひどくなり、入院する破目にもなった。こうした状況は、大人になっても変わらなかった。平均すると、2、3か月に一度は、高熱を出して医者のお世話になる生活が続いた。「扁桃腺を切ったらどうですか」と何人かの医者に勧められた。気持ちの踏ん切りはつかなかった。一方、年とともに、発熱が身体に一層こたえるようになってきた。若いうちは、39度前後の熱でも、ふらふらしながらも動くことができたが、30代後半になると、文字通り動けなくなった。もともと、運動もしてこなかったし、基礎体力が不足している自覚もあった。これはいよいよダメかな、長く苦労を共にした扁桃腺とお別れしなきゃいけないかなと、少しずつ思い始めていた。

ところがである。4年前に、やはり39度越えの発熱でダウンしたのを最後に、扁桃腺が腫れなくなったのだ。腫れなくなっただけでなく、普段から肥大気味だった扁桃腺が、明らかに見た目小さくなってしまった。風邪をひかなくなったわけではない。今でも立派に風邪をひき続けている。扁桃腺だけが腫れなくなったのだ。不思議である。もしかして、私が不勉強で知らないだけで、誰にでも起きている当り前の現象なのだろうか。

一つだけ、ひょっとして?と思いついたことがある。それまではそん

なことをしたことはなかったのだが、数年前から、朝起床したらまず口をゆすいで、うがいをするようになった。なぜやり始めたのか、今となっては思い出せない。しかし、いつのまにか、欠かすことのない習慣になった。このことが習慣づいた時期と、扁桃腺が腫れなくなった時期が重なっているように思うのだ。ただの偶然かもしれないけれど。

-----*****-----*****-----

平成21年度 学生定期健康診断の実施について

学校保健法に基づき、平成21年度の定期健康診断を実施します。

みなさんが自分の健康を保持・増進することは、自分のためだけではなく、家族の方や、学習活動などを一緒に行う方々のためにも大切なことです。

受検しなかった場合は、介護等体験実習や就職手続等で必要となる健康診断証明書を大学では発行できません。（一部を受検しなかった場合や必要な再検査を受検しなかった場合も証明書は発行できません。自費による医療機関での受検及び証明書取得が必要です。）特別な事情により下記日程で受検できない場合は、必ず事前に保健管理センターへ申し出てください。

注意事項

- ・服装は脱衣しやすいもので、無地のTシャツ（持参も可）でレントゲン等を受検してください。
- ・コンタクトレンズや眼鏡を使用している場合は、必ず用意してください。
- ・筆記用具を持参してください。
- ・貴重品はポーチ等で持ち歩くなど必ず自己管理してください。
- ・現職教員等が職場の健康診断等を受検する場合は、事前に保健管理センターに申し出てください。
- ・新入生（編入生、院生等）は、CMI健康調査表と学生記録カード、たばこアンケートを4月10日（金）までに学生課⑥番窓口へ提出してください。
- ・検査結果で再検査や精密検査が必要な場合は、保健管理センターから個別に連絡します。
- ・健康診断証明書の発行は、データ処理作業の関係から5月以降になります。

実施日時及び対象（実施場所はF棟、財団法人京都予防医学センターに委託して実施します。）

4月2日(木)	9:00~11:30	学部新2回生と新4回生以上、教育学研究科、専攻科、の 男性
	13:00~16:30	同 女性
4月3日(金)	9:00~11:30	学部新1回生と新3回生、連合教職実践研究科、留学生研究生等、の 男性
	13:00~16:30	同 女性

科目等履修生、特別聴講学生、研究生等は対象ではありません。

キャンパスドクターの独り言

京都市〇区〇通〇上ル〇町〇番地

京都市の住居表示は長いことで有名です。他府県の方には「京都らしい」とも「煩わしい」とも思われています。通常の住所では「〇市〇区〇町〇番地」と表示されますが、京都市では区名と町名の間に通り名が入ります。このため手紙を出すときには通常の住所よりも手間がかかるわけです。通り名を加えるのは京都の伝統的・慣習的な表示で、正式には「京都市〇区〇町」でよいのです。それは「住居表示に関する法律」（法律第119号、通称「住居表示法」、昭和37年5月10日施行）によって住居表示が定められているからです。しかし京都では伝統を重んじて通り名を使った住居表示も一般に使われています。

ところがこのことが思わぬ問題を起こしました。先日、私宛にある企業から本人限定郵便物（特定事項伝達型）なるやっかいな郵便物が届きました。これは本人であることを確認できて初めて郵便物を渡すことができるというものです。本人限定郵便物は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（平成20年12月1日施行）が規定する特定事業者（金融機関など）に代わって郵便事業株式会社が本人確認を行い、郵便物を配達・交付するものです。従って郵便物を受け取る際には本人であることを確認するために氏名、住居、生年月日の提示が必要になるわけです。

私宛の郵便物は、私が不在であったために中京支店（旧中京郵便局）に保管されることになりました。運転免許証か健康保険証を持って郵便物を取りに来るよという文書が届きましたので中京支店まで取りに行きました。すると郵便物の住居表示と私の示した証明書の住居表示が一致しないので郵便物を渡せないというのです。それは私の証明書には通り名がかかれており、郵便物には通り名がないためとのことです。しかし郵便番号、市区町名、番地等はすべて一致しているのですから、通り名がないと住所が異なるものになるのかと尋ねると同じだという返事です。それも当然のことです。日本郵便のホームページにある郵便番号を検索すると「京都市中京区〇町」としか表示されず、当然ながら通り名はありません。郵便事業株式会社は通り名がなくても住居を認識できるのです。

つまり氏名、住居、生年月日は一致しても「通り名」がなければ不一致と判断されてしまうのです。私は全く納得できずに啞然としてしまいました。私を証明する資料は全て通り名の入った住居ですから郵便物の住居表示とは一致しません。通り名は慣習的なもので住居としては同一であると認識しているわけですから、本人確認ができないとする中京支店の判断を受け入れることはできません。散々交渉した後、結局、中京支店では本人限定郵便物（特伝型）の受取案内文に「通り名」がない場合には受け取れない旨の注意書きを入れること、そして日本郵便のホームページの郵便番号検索に京都市について市区町名だけでなく通り名を加えることを申し出ました。前者については実施するとのことでしたが、後者は難しいとしぶい返事でした。

皆さんは京都市の通り名付き住居表示についてどのようにお考えでしょうか。また郵便事業株式会社の頑なな姿勢をどのように思われるでしょうか。